

第 7 次 豊 川 市 総 合 計 画 基 本 計 画 (素 案)

2 0 2 6 ≫ 2 0 3 5 (令 和 8 年 度 ~ 令 和 1 7 年 度)

～ 目 次 ～

第1章 人口と財政

1	人口の見通し	3
2	財政の見通し	10

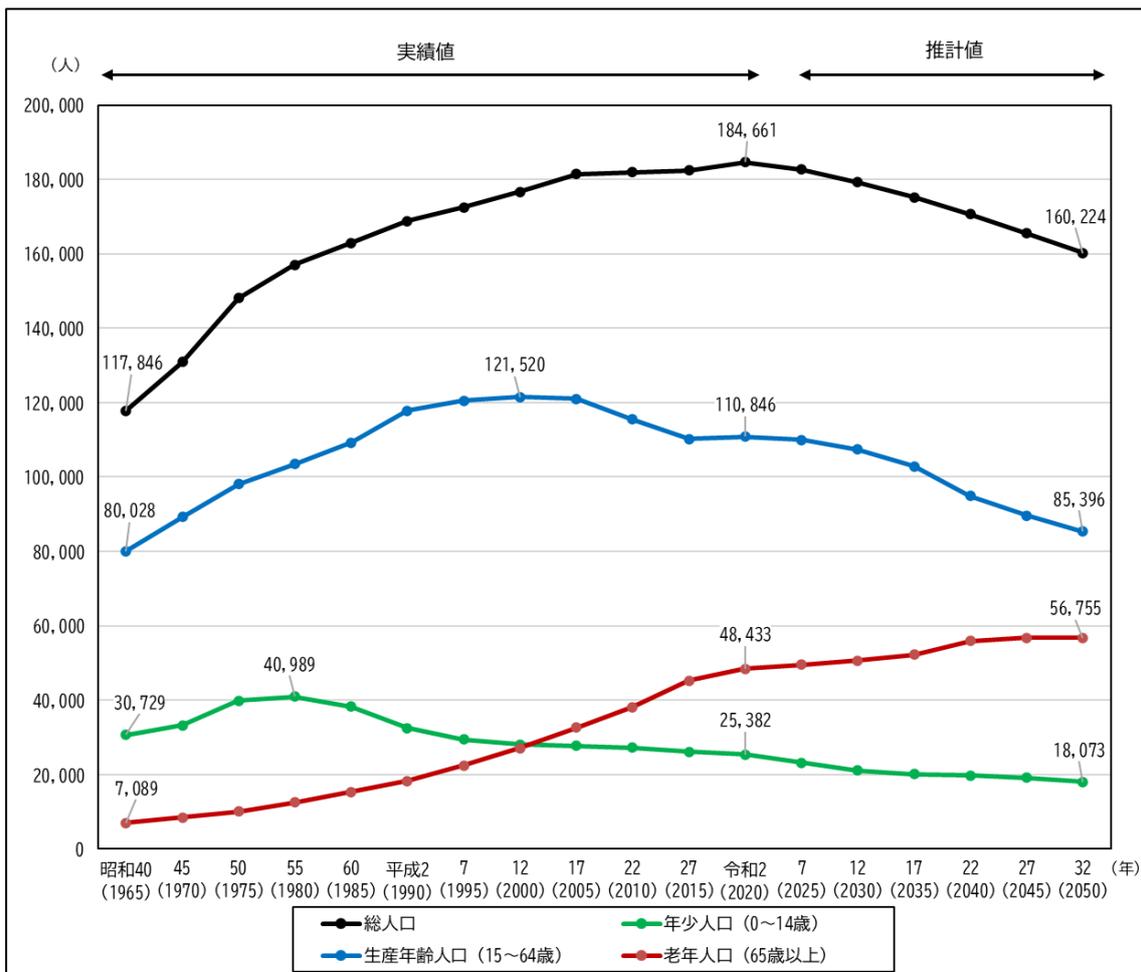
第1章 人口と財政

1 人口の見通し

(1) 総人口と年齢3区分別人口

本市の人口は、令和2年（2020年）の184,661人をピークに減少していく見通しとなっており、令和32年（2050年）には160,224人まで低下することが見込まれています。

年齢3区分別の人口は、15歳から64歳までの生産年齢人口が平成12年（2000年）の121,520人をピークに減少し、令和32年（2050年）には85,396人になると見込まれています。また、14歳以下の年少人口も昭和55年（1980年）の40,989人をピークに減少し、令和32年（2050年）には18,073人まで減少する見込みとなっています。一方、65歳以上の老年人口は、令和32年（2050年）には56,755人まで増加する推計となっており、老年人口1人を生産年齢人口1.50人で支える人口構造になる見込みとなっています。



●実績値は、国勢調査の数値です。総人口には年齢不詳も含むため、生産年齢人口、老年人口、年少人口の合計と総人口は一致しません。（合併以前の数値は、豊川市、一宮町、音羽町、御津町、小坂井町の人口を含みます。）

●推計値は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」（令和5（2023）年推計）によるものですが、公表された基礎データに基づき再計算しており、端数処理などの関係で基礎データとは数値が異なります。

(2) 年齢階層別人口

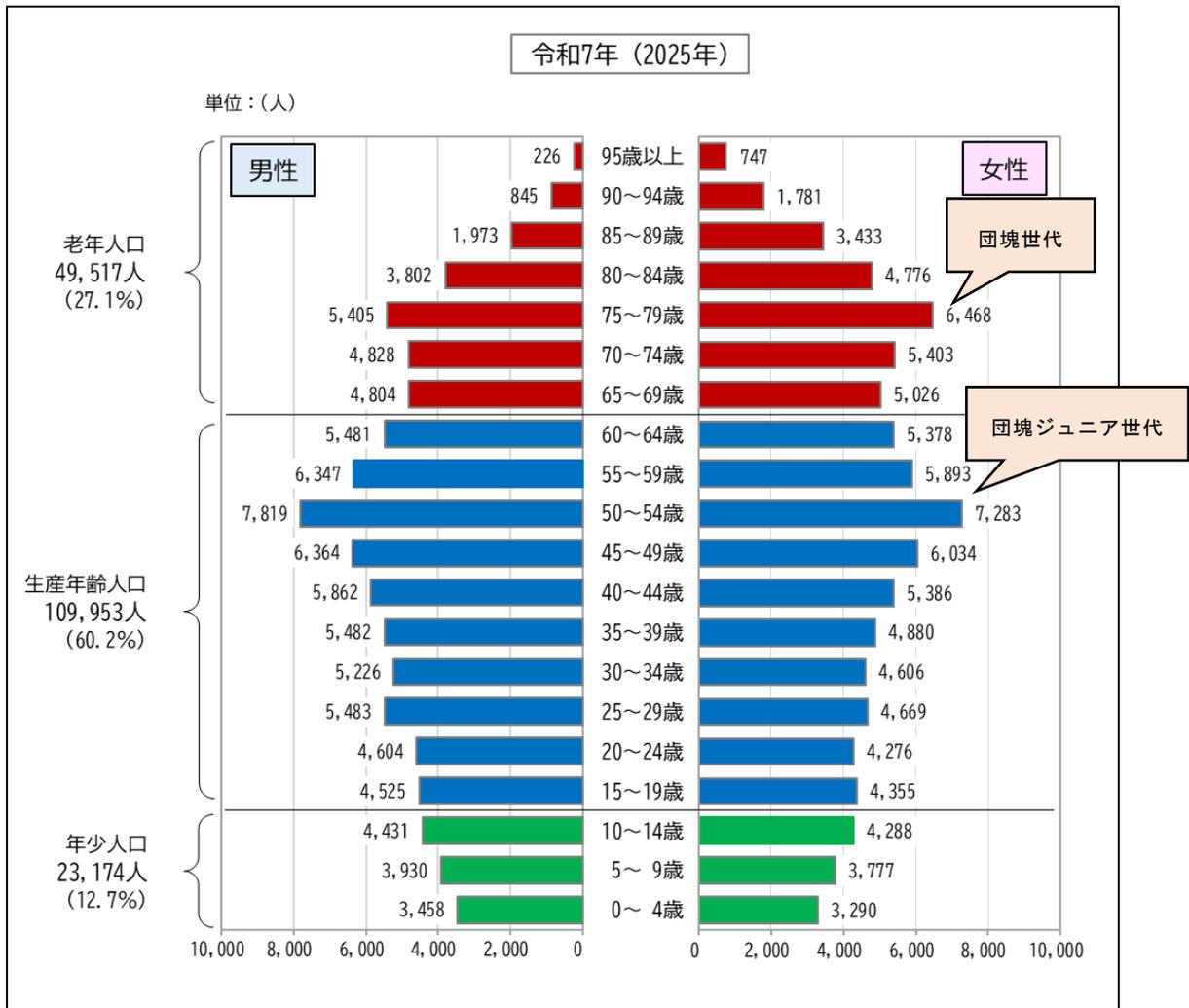
【令和7年（2025年）の年齢階層別人口】

令和7年（2025年）の年齢階層別人口では、「団塊世代（*1）」が75歳から79歳の年齢層を構成し、人口ピラミッドにおけるふくらみを見せています。その子どもの世代である「団塊ジュニア世代（*1）」が50歳から54歳の年齢層を構成し、同様に人口のふくらみを見せています。

一方で、「団塊ジュニア世代」の子どもの世代に当たる25歳から29歳の年齢層以下の人口は減少傾向であり、少子化の進行をあらわしています。

【用語解説】

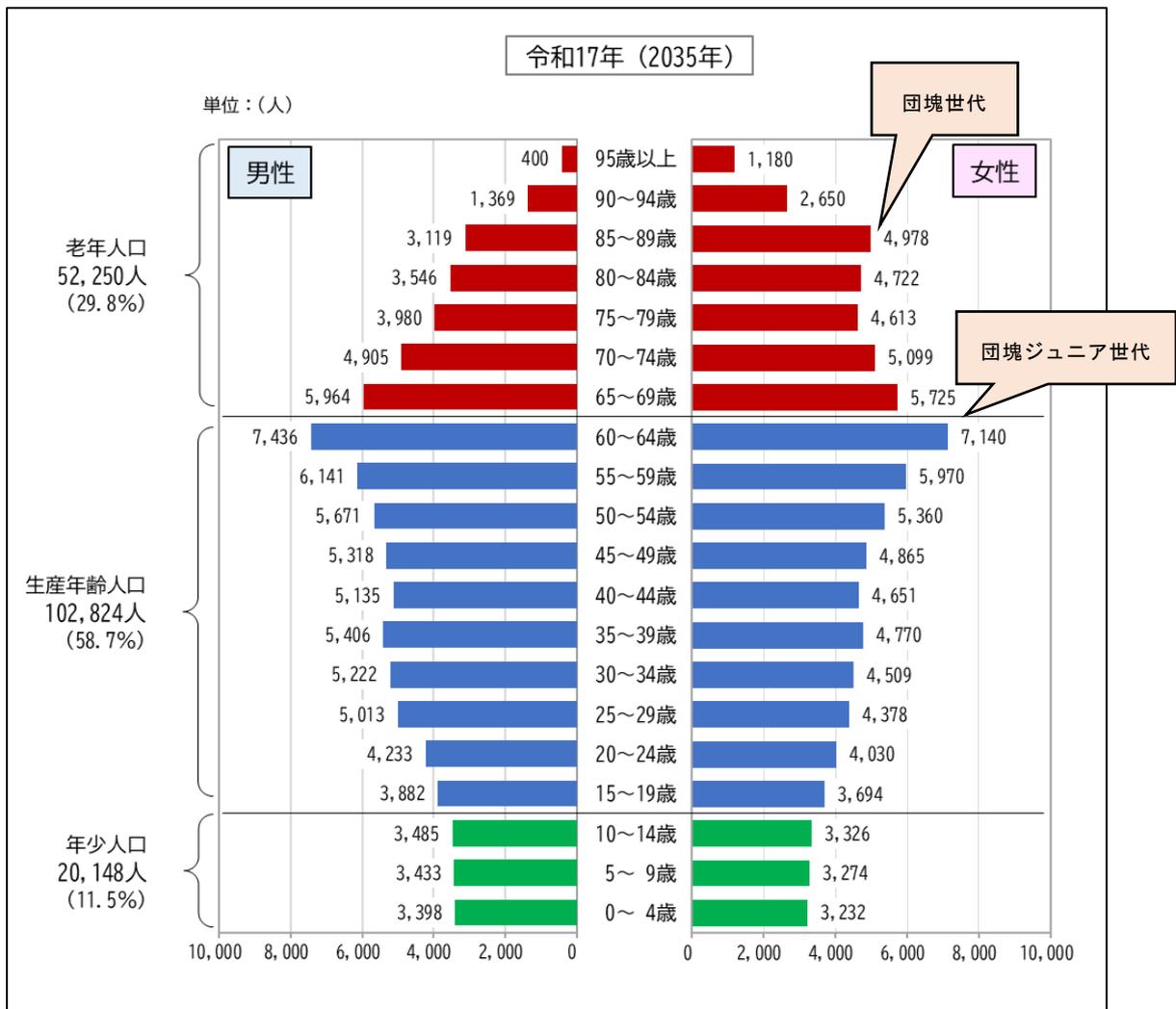
*1 「団塊世代」は、昭和22年から24年に生まれた世代で、「団塊ジュニア世代」は昭和46年から49年に生まれた世代です。



【令和17年（2035年）の年齢階層別人口】

令和17年（2035年）の年齢階層別人口では、「団塊世代」が85歳から89歳の年齢層を構成し、「団塊ジュニア世代」が60歳から64歳の年齢層を構成します。

年齢3区分別人口の構成比について、令和7年と比べると、老年人口は2.7ポイント増加する一方で、年少人口は1.2ポイント減少し、いっそう少子高齢化が進行する予測となっています。また、生産年齢人口についても1.5ポイント減少すると推計されており、少ない現役世代が多くの高齢者を支える人口構成がいっそう進行することが見込まれます。



●令和7年（2025年）及び令和17年（2035年）の数値は、ともに国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」（令和5（2023）年推計）によるものですが、公表された基礎データに基づき再計算しており、端数処理などの関係で基礎データとは数値が異なります。

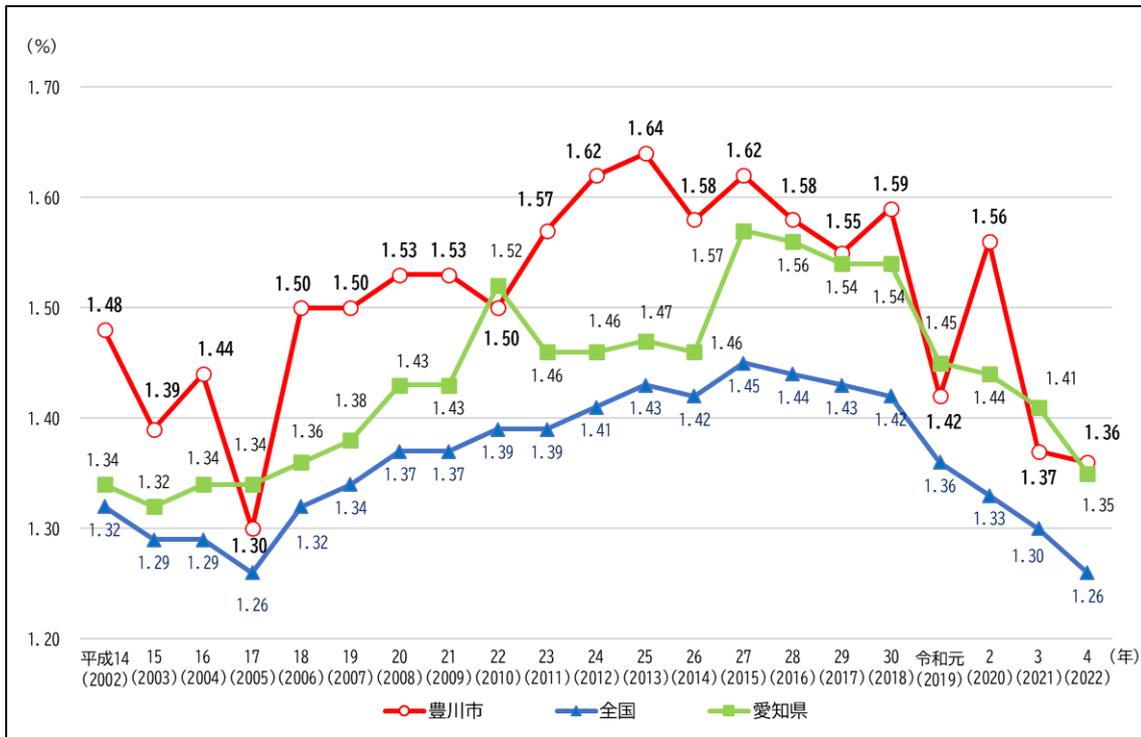
(3) 合計特殊出生率

本市の合計特殊出生率（*1）は、全国や愛知県の数値と比較するとおおむね高い状況ではあるものの、平成 25 年（2013 年）の 1.64 をピークに低下傾向にあり、直近の令和 4 年（2022 年）は 1.36 となっています。

子育て世代の人口の減少とともに、子どもの人数も減少する中、合計特殊出生率の低下が人口減少に拍車をかける状況となっています。

【用語解説】

*1 合計特殊出生率：15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1 人の女性が一生のうちに産む子どもの数の指標です。



●全国および愛知県の数値は厚生労働省公表値、豊川市の数値は子育て支援課資料によるものです。

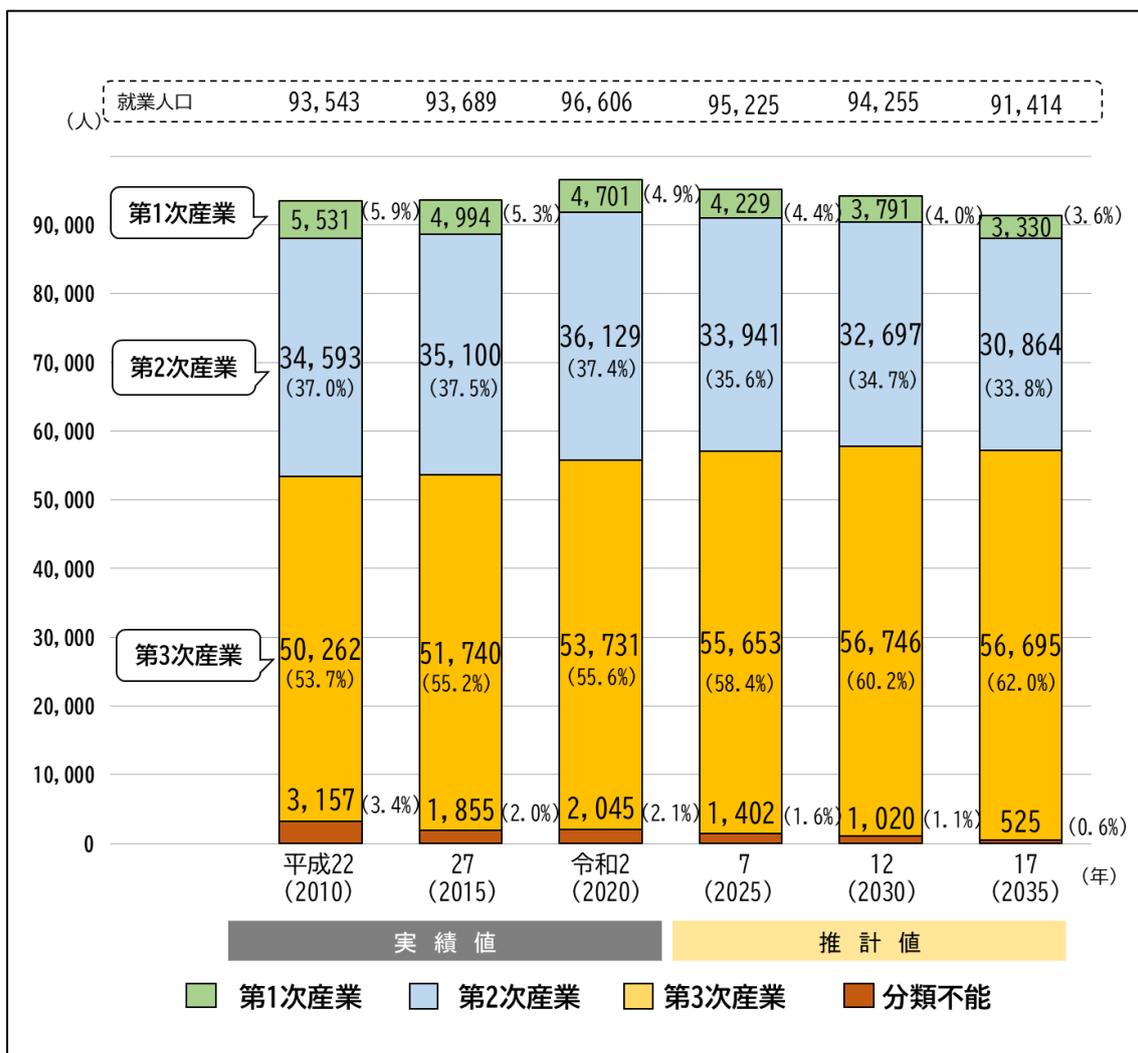
(4) 就業人口

就業人口は、近年は総人口の増加とともに増えてきましたが、今後は少子高齢化の進行により減少に転じ、人口減少の進行に伴って就労人口についても減少が続くことが予測されます。

産業別の就業者数と構成比については、農業を中心とする第1次産業(*1)と製造業を中心とする第2次産業(*2)は、後継者不足などから減少していくことが予測されます。一方で、第3次産業(*3)は高齢化の進行に伴う福祉分野のニーズの高まりなどもあり、第1次、第2次産業とは対照的に就業者数と構成比の増加傾向が続くと予測されます。

【用語解説】

- *1 第1次産業：農業、林業、漁業といった、人が自然に働きかけて営む産業です。
- *2 第2次産業：鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業といった、加工業を中心とする産業です。
- *3 第3次産業：電気・ガス・熱供給・水道業、運輸業、サービス業など、第1次、2次産業以外すべての産業です。



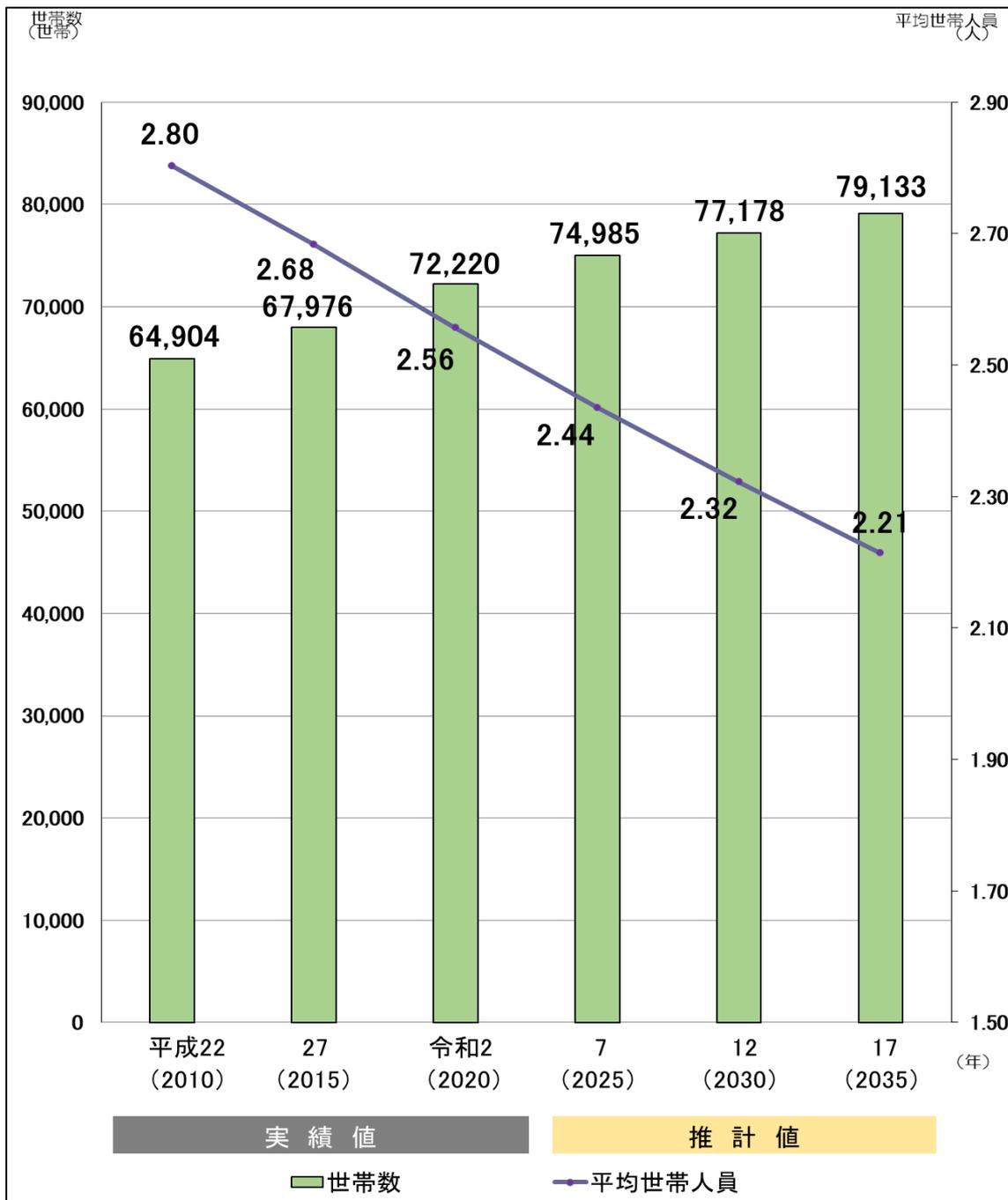
●実績値は、国勢調査の数値です。

●推計値は、昭和55年(1985年)から令和2年(2020年)の国勢調査の数値を捉え、生産年齢人口に対する就業人口の比率と、就業人口に対する産業別人口の比率を基に推計しています。

(5) 世帯数

1世帯あたりの平均人員は、平成22年(2010年)は2.80人でしたが、令和2年(2020年)には2.56人に減少しており、少子化や核家族化、単身世帯の増加などを背景に、今後も減少傾向が続くことが見込まれます。

この平均世帯人員と総人口の見通しから、世帯数は今後も増加し、令和17年(2035年)の世帯数はおよそ79,000世帯と予測されます。

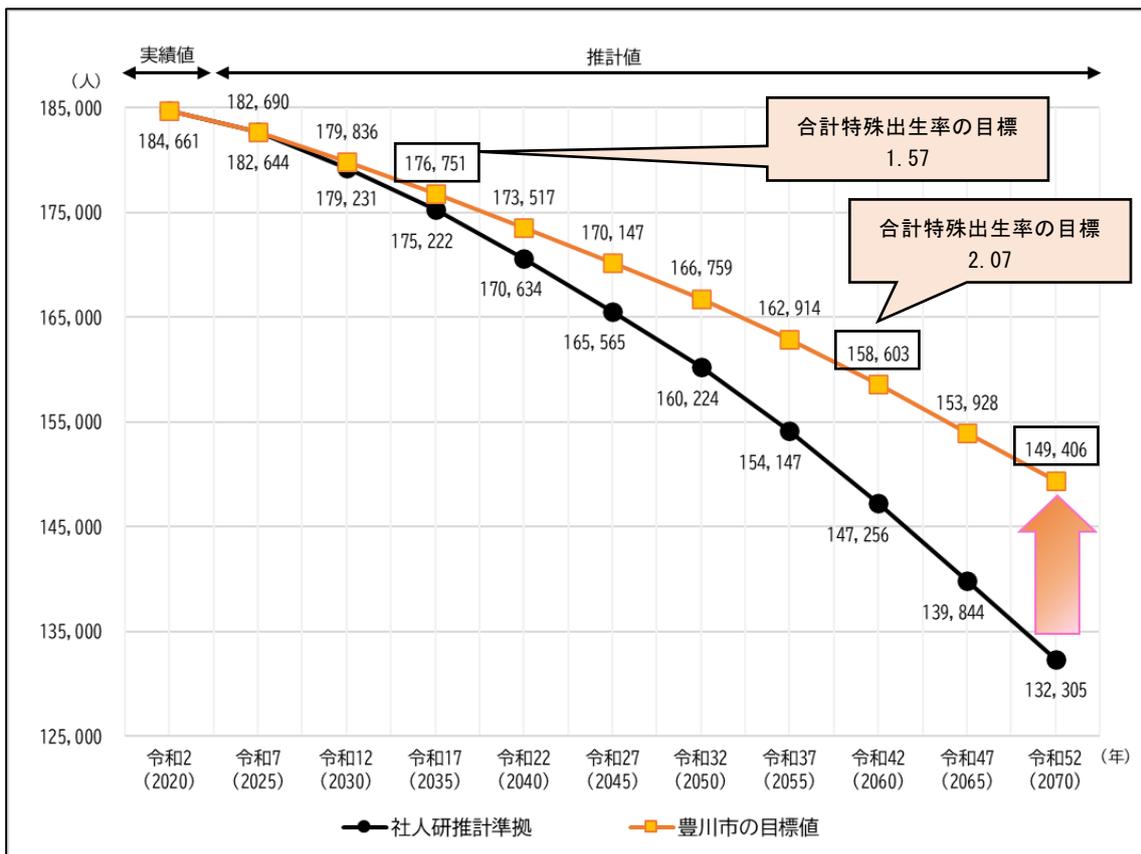


- 実績値は、国勢調査の数値です。
- 平均世帯人員の推計値は、平成12年(2000年)から令和2年(2020年)の国勢調査の数値をもとに算出しています。
- 世帯数の推計値は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(令和5(2023)年推計)の総人口の推計値を平均世帯人員の推計値で割って算出しています。

(6) 総人口の目標（豊川市人口ビジョン）

少子高齢化と人口減少の進行は、働き手の減少を生じさせ、経済の縮小、一人当たりの国民所得の低下、社会保障費などの増大による働き手一人当たりの負担増加などにつながるものが懸念されます。また、消費市場の縮小により地域経済を衰退させ、日常の買い物や医療などの生活サービスの低下を引き起こし、それによって都市部への人口流出を加速させるなど、市民の暮らしに大きな影響を与える可能性が危惧されています。

そのため、本基本計画では、基本構想に基づく施策を総合的に推進することにより、令和42年（2060年）の合計特殊出生率を2.07まで上昇させるとともに、人口の流入促進と流出抑制により社会動態を安定化させることで、令和52年（2070年）において人口15万人程度の維持を目指すこととします。



●実績値は、国勢調査の数値です。

●推計値は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」（令和5（2023）年推計）によるものですが、公表された基礎データに基づき再計算しており、端数処理などの関係で基礎データとは数値が異なります。

※この「財政の見通し」は、令和6年度豊川市中期財政計画をベースとする暫定計画です。最終的には、令和7年度豊川市中期財政計画及び令和8年度当初予算案の確定額を反映する予定です。

2 財政の見通し

少子高齢化と人口減少の進行、公共施設・インフラの老朽化、長期金利の上昇など、地方財政を取り巻く環境は厳しさを増しており、身の丈にあった持続可能な財政運営の確立に向け、自主財源の確保と効果的・効率的な支出の徹底が求められています。

こうした中で、国の動向や経済予測などを参考に、本市における今後10年間の財政状況を推計しました。

財政計画は、令和8年度（2026年度）当初予算をベースに推計しており、本計画の計画期間における毎年度の財政規模は〇〇〇億円から〇〇〇億円程度で推移すると見込んでいます。

（1）歳入

市税は、人口動向や制度改正による影響を踏まえながら、過去の実績をもとに推計し、地方交付税（*1）などは市税等収入の増減を加味して推計しています。

市債（*2）については、合併推進債の経過措置を加味しながら、各年度の普通建設事業費をもとに推計しています。

（2）歳出

人件費は、正規職員の定員適正化及び定年延長の影響を考慮するとともに、選挙などの臨時的な要素を一部加味して推計しています。

投資的経費（*3）は、合併推進債の経過措置適用事業をはじめとする計画期間内に実施する事業やファシリティ・マネジメント関連事業を加味しながら、社会構造の変化などを考慮し、一定の減少を見込んで推計しています。

扶助費（*4）については、過去の実績を基本とし、将来予測を加味して推計しています。

公債費（*5）については、既に発行した市債の元利償還金を基礎とし、歳入で見込んだ市債から元利償還金を計算して推計しています。

これら以外の経費については、過去の実績を基本とし、将来予測を加味して推計しています。

【用語解説】

- *1 地方交付税：国が収納した地方税の一部を、地方団体間の財源の均衡化を図るため、一定の基準により国が交付するものです。一定の算式により交付される「普通交付税」と災害など特別の財政事情に応じて交付される「特別交付税」があります。
- *2 市債：地方公共団体が資金調達のために借り入れた借金です。
- *3 投資的経費：支出の効果が施設等のストックとして将来に残る経費のことで、普通建設事業費（施設などの建設に要する経費）と災害復旧事業費があります。
- *4 扶助費：生活保護法、児童福祉法、老人福祉法などに基づき、被扶助者に対して支給する費用や各種サービスの提供に必要な費用などです。
- *5 公債費：地方債の元金及び利子の支払いに要する経費です。

(3) 財政計画（一般会計）

単位：百万円												
年 度	令和8 (2026)	9 (2027)	10 (2028)	11 (2029)	12 (2030)	13 (2031)	14 (2032)	15 (2033)	16 (2034)	17 (2035)	全体	
歳入総額	78,747	77,269	80,578	75,619	73,835	74,214	73,854	74,869	-	-	608,985	
自主財源 *1	市税	30,467	30,117	30,307	30,487	29,312	29,502	29,692	29,342	-	-	239,226
	その他	8,368	9,906	8,612	7,737	8,955	8,677	8,304	9,330	-	-	69,889
依存財源 *2	市債	7,608	4,989	9,404	5,110	4,981	5,160	4,718	4,682	-	-	46,652
	地方交付税	6,850	7,050	7,050	7,050	7,250	7,150	7,050	7,050	-	-	56,500
	その他	25,454	25,207	25,205	25,235	23,337	23,725	24,090	24,465	-	-	196,718
歳出総額	78,747	77,269	80,578	75,619	73,835	74,214	73,854	74,869	-	-	608,985	
義務的経費 *3	38,565	39,156	40,109	40,576	38,450	38,759	39,532	39,426	-	-	314,573	
消費的経費 *4	23,209	22,591	22,618	22,681	22,678	22,836	21,801	21,876	-	-	180,290	
投資的経費 *5	13,609	12,157	14,824	9,115	9,940	9,864	9,790	9,716	-	-	89,015	
その他経費 *6	3,364	3,365	3,027	3,247	2,767	2,755	2,731	3,851	-	-	25,107	

【用語解説】

- *1 自主財源：市が自ら収入することができる財源で、その主なものとして市税（市民税、固定資産税など）、分担金・負担金（地方公共団体が行う事業により利益を受ける者から徴収するお金）、使用料・手数料（公共施設を利用したときに徴収される料金や、証明書等の交付を受けたときに利用者が負担するお金）、諸収入（他の歳入科目に含まれない収入で、預金利子や雑入等）などがあります。
- *2 依存財源：国や県の意思決定により収入される財源で、その主なものとして市債、地方交付税、国県支出金（国や県から交付される補助金）、地方譲与税などがあります。
- *3 義務的経費：支出が義務付けられており、任意では削減できない経費のことで、人件費、扶助費、公債費があります。
- *4 消費的経費：支出効果が極めて短期間に終わり、後年度に形を残さない経費のことで、物件費（旅費、消耗品費、光熱水費、委託料など）、維持補修費（施設の修繕に係る経費）、補助費等（民間団体などが行う事業に対して支出する負担金や補助金など）があります。
- *5 投資的経費：支出の効果が施設等のストックとして将来に残る経費のことで、普通建設事業費（施設などの建設に要する経費）と災害復旧事業費があります。